

ごみ処理長期広域化・集約化計画策定に係る基礎調査等業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、ごみ処理長期広域化・集約化計画策定に係る基礎調査等業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲の定める別紙仕様書に従い、委託業務を誠実に実施し、甲は、その費用として委託料_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____円）を支払う。

（委託期間）

第2条 委託期間は、令和8年__月__日（契約締結日）から令和8年11月30日までとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、_____円とする。

（実施計画書）

第4条 乙は、委託業務に係る実施計画書（様式第1号）を作成し、この契約締結後5日以内に甲に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された実施計画書については、甲がその内容を不相当と認めるときは、甲乙協議のうえ、これを変更するものとする。

（管理者）

第5条 乙は、委託業務の管理をつかさどる管理者を定め、この契約締結後5日以内に管理者選任届出書（様式第2号）により甲に届け出なければならない。管理者を変更したときも同様とする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 委託業務によって生ずる成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。以下同じ。）は、全て甲に帰属するものとし、乙は、成果物を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の制限）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務に係る甲の指示等）

第8条 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

第9条 甲は、必要があると認める場合は、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

（業務の変更）

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又はこれを一時中止するこ

とができる。

- 2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(完了報告及び完了確認等)

第 11 条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに委託業務仕様書に規定する成果品（以下「成果品」という。）を添えて業務完了報告書（様式第 3 号）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による報告書等を受領したときは、10 日以内に委託業務の完了を確認する検査を行わなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第 12 条 乙は、委託業務を完了し、前条第 2 項の検査に適合したときは、委託料請求書（様式第 4 号）を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による書類を受領した場合には、受領した日から起算して 30 日以内に委託料を支払うものとする。
- 3 甲の責めによる事由により、前項による委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(是正措置)

第 13 条 甲は、第 11 条第 1 項の規定による書類を受領した場合において、委託業務の実施の状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。
- 3 第 11 条第 2 項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

(損害発生時の負担)

第 14 条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(前金払)

第 15 条 甲は、必要があると認めた場合は、委託料の 3 割以内を前金払することがある。

- 2 乙は、前金払を請求しようとする場合は、委託料前金払請求書（様式第 5 号）を甲に提出するものとする。

(履行不能)

第 16 条 乙の責めによる事由により成果品の納入が不能となった場合には、乙は、委託料を請求できない。

(契約不適合責任)

第 17 条 甲は乙が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は乙に対し、委託料の減額を請求することができる。
- 3 前 2 項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(甲の催告による解除)

第 18 条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第 8 条若しくは第 13 条第 1 項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (2) その他この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除)

第 19 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。
- (2) 次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。
- (3) その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められるとき。

(契約解除に伴う契約保証金の帰属)

第 20 条 第 18 条又は前条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 前条の規定は、委託料の支払いのあった後においても適用するものとする。

(暴力団等の不当要求等への警察への通報)

第 21 条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(委託料の返還)

第 22 条 乙は、第 18 条又は第 19 条の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

(遅延利息)

第 23 条 乙は、前条の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

(違約金)

第 24 条 甲は、乙が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ契約金額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

(秘密の保持)

第 25 条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 26 条 乙は、この契約による事務処理または事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(関係書類の保存)

第 27 条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 14 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

(補則)

第 28 条 この契約により難い事情が生じたとき又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也 印

乙 _____

_____ 印

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 乙は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）を定め、個人情報管理責任者等届出書（様式第6号）により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報管理責任者を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務に従事するもの（以下「受注業務従事者等」という。）を監督しなければならない。

4 受注業務従事者等は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 乙は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は甲の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 乙は、個人情報管理責任者及び受注業務従事者等に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても同様とすること。

(2) 特記事項において受注業務従事者等が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項。

(資料の返還等)

第10 乙は、業務を処理するために、甲から引き渡された個人情報記録された資料は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 乙は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等について、甲の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の運搬)

第12 乙は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失または滅失を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務をさらに委託する場合も同様とする。

- 2 乙は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に協議し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合において、乙は再委託先にこの契約に基づく一切の業務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先のすべての行為及び結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に定めなければならない。
- 5 乙は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第15 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第16 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故にかかわる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 甲は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

様式第1号

実 施 計 画 書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

受託者 住 所
名 称
代表者 印

次のとおり実施計画書を作成しましたので、委託契約書第4条第1項の規定により、提出します。

| | |
|-------|-----------------------------|
| 委託業務名 | ごみ処理長期広域化・集約化計画策定に係る基礎調査等業務 |
| 委 託 料 | 金 円 |
| 契約年月日 | 令和 年 月 日 |
| 業務の期間 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 |

(作業工程)

| 業 務 内 容 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| | | |
|-------|------------|---|
| 監 督 員 | 令和 年 月 日確認 | 印 |
|-------|------------|---|

様式第2号

管 理 者 選 任 届 出 書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

受託者 住 所
名 称
代表者

印

次のとおり管理者を定めたので、委託契約書第5条の規定により、届け出ます。

| | |
|-------|-----------------------------|
| 委託業務名 | ごみ処理長期広域化・集約化計画策定に係る基礎調査等業務 |
| 委託料 | 金 円 |
| 契約年月日 | 令和 年 月 日 |
| 業務の期間 | 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 |
| 管理者 | |

(注) 経歴書を添付のこと。

様式第3号

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

受託者 住 所
名 称
代表者 印

令和 年 月 日付けで契約を締結した、下記委託業務が完了したので、委託契約書第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 委託業務名 ごみ処理長期広域化・集約化計画策定に係る基礎調査等業務
- 2 委託契約額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
- 3 事業実施期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 実施した委託業務の内容
別紙のとおり

(注) 成果品を添付すること。

様式第4号

委託料請求書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付けで契約を締結した、ごみ処理長期広域化・集約化計画策定に係る基礎調査等業務について、委託契約書第12条第1項の規定により、委託料を次のとおり請求します。

記

- | | | | |
|-------------|------|-----------|----|
| 1 委託料 | 金 | 円 (うち消費税額 | 円) |
| 2 前金払受領済み金額 | 金 | 円 | |
| 3 請求金額 | 金 | 円 | |
| 4 差引額 | 金 | 円 | |
| 5 振込先 | 銀行 | 店 | 預金 |
| | 口座番号 | | |

様式第5号

委 託 料 前 金 払 請 求 書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

受託者 住 所
名 称
代表者 印

令和 年 月 日付けで契約を締結した、ごみ処理長期広域化・集約化計画策定に係る基礎調査等業務について、委託契約書第15条第2項の規定により、委託料の前金払を次のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---------------|---|-----------|----|
| 1 委託料 | 金 | 円 (うち消費税額 | 円) |
| 2 前金払受領済み金額 | 金 | 円 | |
| 3 請求金額 | 金 | 円 | |
| 4 差引額 | 金 | 円 | |
| 5 前金払を必要とする理由 | | | |

- 6 振込先
- | | | |
|------|---|----|
| 銀行 | 店 | 預金 |
| 口座番号 | | |

(注) 支出計画書を添付すること。

様式第 6 号

個人情報管理責任者等届出書

令和 年 月 日

岩手県知事

様

受託者 住所
名称
代表者

印

次のとおり個人情報管理者責任者を定めたので、委託契約書第 26 条に基づく個人情報取扱特記事項の規定により、届け出ます。

| | |
|-------------------|-----------------------------|
| 委託業務名 | ごみ処理長期広域化・集約化計画策定に係る基礎調査等業務 |
| 委託料 | 金 円 |
| 契約年月日 | 令和 年 月 日 |
| 業務の期間 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 |
| 個人情報管理責任者 | |
| 個人情報を取り扱う場所(作業場所) | |